

砥部町障害者控除対象者認定要綱

令和3年4月5日

砥部町告示第94号

(趣旨)

第1条 この告示は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号に規定する者（以下「障害者控除対象者」という。）の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象者)

第2条 障害者控除対象者認定を受けることができる者は、本町に住民票を有している65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要支援又は要介護認定を受けている者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は認定対象としない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(申請)

第3条 障害者控除対象者認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請を行う者は、本人又は代理人とする。

(認定)

第4条 町長は第3条に規定する申請があったときは、認定基準日を含む介護認定審査会資料に基づき、別表に定める基準により審査し、該当する者に対しては障害者控除対象者認定書（様式第2号）を交付するものとする。

2 認定基準日は、障害者控除対象者認定を適用しようとする年の12月31日又は申請があった日のいずれか早い日とする。ただし、対象者が年の途中において死亡又は出国した場合は、その死亡又は出国の日とする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

障害者控除対象者認定申請書

年 月 日

砥部町長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話
対象者との関係（ ）

下記の者を、障害者控除対象者として認定を受けたいので申請致します。

記

対 象 者	住 所	伊予郡砥部町	生年月日	年 月 日
	氏 名			
申 告 対 象 年		年		

同 意 書

この認定を受けるため、要介護認定・要支援認定にかかる情報等を閲覧することに同意します。

氏名 _____ 続柄（ ）

住所 _____

※対象者が既に死亡している場合は、同意書欄に相続人となった者の住所、氏名を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

障害者控除対象者認定書

第 号
年 月 日

様

砥部町長



下記の者を、障害者控除対象者 障害者 として認定する。
特別障害者

対象者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	伊予郡砥部町		
認定内容	障害者	(1) 知的障害者（軽度・中度） に準ず。	(2) 身体障害者（3級～6級） に準ず。	
	特別障害者	(1) 知的障害者（重度） に準ず。	(2) 身体障害者（1級・2級） に準ず。	
		(3) 寝たきり老人		
認定基準日	年 月 日			

※認定基準日は、障害者控除対象者認定を適用しようとする年の12月31日又は申請があった日のいずれか早い日とする。ただし、対象者が年の途中において死亡又は出国した場合は、その死亡又は出国の日とする。

別表

障害者控除対象者認定基準

区 分			介 護 情 報		
			介 護 度	日常生活自立度	
控 除 区 分	障 害 区 分			障害高齢者	認知症高齢者
認 定 内 容	障 害 者	1 知的障害者 (軽度・中度)に準ず	要支援1・2 要介護1～3	/	I・II
		2 身体障害者 (3級～6級)に準ず	要支援1・2 要介護1～3	J・A	/
	特別障害者	1 知的障害者 (重度)に準ず	要介護4・5	/	III・IV・M
		2 身体障害者 (1級・2級)に準ず	要介護4・5	B	/
		3 寝たきり老人	要介護4・5	C	/

- 1 介護度とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）」による要支援又は要介護認定基準をいう。
- 2 障害高齢者の日常生活自立度とは、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（平成3年11月18日厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）」によるランクをいう。
- 3 「認知症高齢者の日常生活自立度」とは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日厚生省老人保健福祉局長通知）」によるランクをいう。
- 4 認定基準については、控除区分の判定は介護度を優先し、障害区分の判定は日常生活自立度をC>B>III・IV・M>A>II>J>Iの順で優先する。